

No	質問	回答
1	「県内に生産拠点を有する製造業」とは、具体的に業種の制限はあるか？	主たる事業が日本標準産業分類「大分類E製造業」に該当していることが条件となります。
2	個人事業主も応募可能か？	制限はありません。ただし、法人・個人ともに事業(生産活動)の実態と納税などを証する必要がある。
3	生産技術開発共同体に経営コンサルが参画することは可能か？	生産技術開発の一部を担う役割(コンサルタント/専門家)であれば参加可能です。ただし、管理法人や経営・営業支援を目的とした役割は対象外となります。
4	生産技術開発共同体に管理法人を配置する必要はあるか？	管理法人を置くことはできません。中核企業が生産技術開発および予算執行状況を統括・リードしてください。
5	沖縄県工業技術センターとはどのような共同研究が可能か？	企業単独では技術的に困難な分析・評価を伴う技術指導など。(これら以外も相談のうえ設定可能)
6	公募要領p4.(4)応募資格④「～県内への普及を目的に・・・」とあるが、本プロジェクトで確立した技術やノウハウはすべて公開されてしまうのか？	企業秘密にする成果は守りつつ、共同研究において得られた公開可能な技術や実験評価方法等の知見を活用します。
7	研究成果から特許出願は可能か？	産業財産権は発明者に帰属し、権利を取得した場合に県への報告が必要となります。職務発明規程の整備や関係機関との調整は個々に実施してください。
8	「3%以上の生産性改善」は根拠は付加価値額を用いるのか？	個々の生産現場等で管理している指標(本事業での改善対象となる要素)から生産性の向上率を確認します。付加価値額で算出することも可能です。提案書記入例の「様式2および添付資料」を参照ください。
9	補助対象経費とは？	公募要領p10.～12.の6. 技術開発経費の積算内訳についてをご確認ください。
10	生産技術開発共同体内で積算割合の設定はあるか？	ありません。
11	大学等研究機関も自己負担が必要か？	生産技術開発共同体全体で補助対象経費の2/10以上(1期目の場合)を自己負担としてください。なお、負担割合は任意としているため関係機関と協議し決定してください。
12	試作機製作の外部委託は可能か？	公募要領p1.に記載のとおり中核企業もしくは共同体の中で生産技術開発を行ってください。そこで必要となる物品や消耗品(部品加工を含む)等が補助対象となります。加工機械や計測器等の機器、備品の購入と見なされる経費は補助対象となりません。
13	生産技術開発共同体間の委託契約で発生する消費税は補助対象経費か？	補助対象外です。
14	生産技術開発共同体以外に想定される委託費とは？	外部評価や実験等に要した経費となります。他の用途が発生する場合は事前に事務局へご相談ください。
15	工場で使用するソフトウェアの開発は可能か？	ソフトウェア単独の開発は不可です。生産設備の機構や制御などの開発や新たなものづくり関連技術を導入するプロジェクトの一部として使用するソフトウェアは対象となります。
16	生産性向上のための搬送ロボットは補助対象となるか？	単なる設備導入や備品の購入はできません。中核企業を中心とした生産技術開発プロジェクトを実施する(研究要素を有する)計画が対象となります。
17	補助金交付要綱に記載のある補助金申請様式はどこで入手可能か？	事務局より採択候補(審査通過)者にお渡しします。
18	提案時の生産技術開発経費積算内訳書に見積書を添付したほうがいいか？	提案に際しては、見積書の添付は不要です。過去に取得した同様の見積書やインターネット検索で調査した根拠を元に予測される経費を「積算内訳」に記入してください。このとき、生産技術開発の内容と対比(イメージ)できるような項目分けをお願いします。